

CATV 技術者資格テキスト(法規解説書)

(初版第 2 刷) 修正内容リスト

(初版からの修正内容)

2022. 10. 31

ページ 番号	行、図、表	初版	初版第 2 刷
XI	(26) 及び (27)	(26) 有線電気通信設備の使用検査職員 の証・・・・・・・・・・206 (27) 有料基幹放送契約約款 (変更) 届 出書・・・・・・・・・・207	(26) 有線電気通信設備の使用検査職員 の証・・・・・・・・・・206 (27) 有線電気通信設備の使用検査職員 の証・・・・・・・・・・207 (28) 有料基幹放送契約約款 (変更) 届 出書・・・・・・・・・・208
XI	(28) ~ (33) 及 び 3.5~3.5.2	(28) 有料放送管理業務届出書 ・・・・・・・・・・207 (29) 有料放送管理業務の届出書 ・・・・・・・・・・208 (30) 有料放送管理業務変更届出書 ・・・・・・・・・・208 (31) 有料放送管理業務承継届出書 ・・・・・・・・・・209 (32) 有料放送管理業務廃止届出書 ・・・・・・・・・・209 (33) 有料放送管理事業者たる法人の解 散届出書・・・・・・・・・・210 3.5 一般放送の設備及び業務に関する届出 の特例を定める省令・・・・・・・・・・210 3.5.1 解説・・・・・・・・・・210 3.5.2 一般放送の設備及び業務に関する届 出の特例を定める省令 ・・・・・・・・・・210	(29) 有料放送管理業務届出書 ・・・・・・・・・・208 (30) 有料放送管理業務の届出書 ・・・・・・・・・・208 (31) 有料放送管理業務変更届出書 ・・・・・・・・・・209 (32) 有料放送管理業務承継届出書 ・・・・・・・・・・210 (33) 有料放送管理業務廃止届出書 ・・・・・・・・・・210 (34) 有料放送管理事業者たる法人の解 散届出書・・・・・・・・・・211 3.5 一般放送の設備及び業務に関する届出 の特例を定める省令・・・・・・・・・・211 3.5.1 解説・・・・・・・・・・211 3.5.2 一般放送の設備及び業務に関する届 出の特例を定める省令 ・・・・・・・・・・211
XI	3.6~3.6.2	3.6 放送法関係審査基準 ・・・・・・・・・・213 3.6.1 解 説 ・・・・・・・・・・213 3.6.2 放送法関係審査基準 (平成 23 年 6 月 29 日総務省訓令第 30 号) ・・・・・・・・・・213	3.6 放送法関係審査基準 ・・・・・・・・・・214 3.6.1 解 説 ・・・・・・・・・・214 3.6.2 放送法関係審査基準 (平成 23 年 6 月 29 日総務省訓令第 30 号) ・・・・・・・・・・214
111	放送法施行規則 最 終改正	令和 3 年 3 月 8 日 総務省令第 16 号	令和 3 年 12 月 10 日 総務省令第 107 号
152	施則第 171 条	法第 145 条第 5 項の証明書は、別表第 52 号の様式によるものとする。	法第 145 条第 5 項の証明書は、別表第 52 号の様式によるものとする。ただし、同 条第 4 項の規定による立入検査のうち小 規模施設特定有線一般放送事業者に係る ものにあつては、別表第 52 号の 2 の様式 によることができる。
182	下から 8~7 行目	別表第 52 の 2 号 (第 171 条関係) 有線 電気通信設備の使用検査職員 の証 別表第 53 号 (第 172 条第 1 項関係) 有 料基幹放送契約約款 (変更) 届出書	別表第 52 の 2 号 (第 171 条関係) 有線 電気通信設備の使用検査職員 の証 別表第 52 号の 2 (第 171 条関係) 有線電 気通信設備の使用検査職員 の証 別表第 53 号 (第 172 条第 1 項関係) 有 料基幹放送契約約款 (変更) 届出書
206	最下段		(27)有線電気通信設備の使用検査職員 の証 【別図表】別表第 52 号の 2_追加

207	項番変更	(27)有料基幹放送契約約款(変更)届出書	(28)有料基幹放送契約約款(変更)届出書
207	項番変更	(28)有料放送管理業務届出書	(29)有料放送管理業務届出書
208	項番変更	(29)有料放送管理業務の届出	(30)有料放送管理業務の届出
208	項番変更	(30)有料放送管理業務変更届出書	(31)有料放送管理業務変更届出書
209	項番変更	(31)有料放送管理業務承継届出書	(32)有料放送管理業務承継届出書
209	項番変更	(32)有料放送管理業務廃止届出書	(33)有料放送管理業務廃止届出書
210	項番変更	(33)有料放送管理事業者たる法人の解散届出書	(34)有料放送管理事業者たる法人の解散届出書
295	4.4.5 項(1) 1行目	この告示は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第27条に基づくものである。第20条第1項では、 <u>省令に定める4つの伝送方式以外</u>	この告示は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第27条に基づくものである。 <u>同条第1項では、同項に定める5つの伝送方式以外</u>

・アンダーライン箇所は変更点を示します。

【別図表】
別表第 52 号の 2

別表第 52 号の 2 (第 171 条関係)

(第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名			写 真
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
	年 月 日交付		
	年 月 日限り有効		
都道府県知事 (市町村長・区長)			印

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。